

注意：様式の変更は不可

様式第1－1（特許、実用新案、意匠及び商標（冒認対策商標以外）の申請用）

令和元年 6月7日

公益財団法人新産業創造研究機構

理事長 牧村 実 様

電子メール提出日記入

申請者 住所 〒650-0046

兵庫県神戸市中央区港島中町○丁目○番地

名称 ○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

印 代表者印

貴社名・代表者名（役職）を記入

平成31年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）

間接補助金交付申請書

代表者印（登録印）
を押印してください

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領（平成31年4月1日付け20190314特第3号。以下「実施要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）交付要綱（平成31年3月27日付け20190314特第1号）及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに○）

<input checked="" type="radio"/>	①法人
	②個人事業者
	③事業協同組合等
	④商工会、商工会議所
	⑤N P O 法人

13桁の法人番号を記入

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
100,00千円	20人	0123456789123	製造業

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

【確認事項（□にチェック）】

内容を確認して該当すれば必ずチェックをして下さい

☒大企業は実質的に経営に参画していない（みなしだ企業に該当しない）ことに相違ない。

※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

3. 申請案件種別（いずれかに○）

(外国出願)

<input checked="" type="radio"/>	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願

国内出願の種別も記入

(参考:国内出願)

<input checked="" type="radio"/>	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願

4. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

<input checked="" type="radio"/>	① パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input checked="" type="radio"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	商願〇〇〇〇-〇〇〇〇		
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ		出願日	20〇〇年〇月〇日
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	〇〇〇〇株式会社		
登録番号	基礎出願が登録済みの場 合は記入	登録日	20〇〇年〇月〇日
権利者	〇〇〇〇株式会社（登録済みの場合記入）		
発明・商標等の名称	 公益財団法人 新産業創造研究機構 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 10px;">図形商標の場合はデータを貼り付けてください</div>		
発明・商標等の内容	商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務をすべて記入し てください		

※「4.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「4.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「5.」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

6. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	<input checked="" type="radio"/>
---	--	---	----------------------------------

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	NIRO 公益財団法人 新産業創造研究機構
発明・商標等の内容	商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務をすべて記入してください
出願人	○○○○株式会社
発明者等	○○○○ ×××× △△△△
出願（予定）国	W I P O（米国、欧州、中国） 香港
出願スケジュール	2019年10月出願予定 国ごとに異なる場合はそれぞれ記入
審査請求スケジュール (審査請求制度があるもののみ)	<input type="checkbox"/> 出願と同時（同日）（注1）に行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他（ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; float: right;">商標の場合 記入不要</div>)
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	<p>※注意※ 本補助金は採択後に基礎出願の内容を変更して出願した場合、補助対象外となる場合があります。日本語表記を現地語に変更する場合等は、事前に申請が必要です。</p> <p>例：直接出願する香港については、日本語表記は現地で通じないため、英語表記に変更して出願することを計画している。</p>

- ※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。
- ※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。
 - ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
 - ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
 - ・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）
- ※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。
- ※「4.」で③に○を付した場合であって、特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（P C T国際出願を同国の国内段階に移行する方法）場合には、P C T国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。P C T国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。
- ※「4.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

(注1) 同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

8. 間接補助金交付申請額

352,000 円

間接補助金交付申請額は、
助成対象経費（合計額）の
1/2 を記入。（千円未満は切り捨て）

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
W I P O (米国、 欧州、中国)	260,000	0	216,000		476,000
香港	45,000	100,000	108,000		253,000
外国出願経費合計	305,000	100,000	324,000		729,000
助成対象経費	305,000	100,000	300,000		705,000
持ち分に応じた対象経費					
間接補助金申請額					352,000

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

9. 外国特許庁への出願の動機・目的

- ・権利取得の動機
- ・出願予定国において事業を行う目的を、目安として300字以上は記入してください。

10. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

なるべく具体的に、目安として300字以上は記入してください。

- ・市場規模、ニーズ
- ・事業面の強み
- ・海外展開形態（製品輸出・現地法人による生産・ライセンス生産等）
- ・事業展開計画（スケジュール等）
- ・予想売上高

出願国ごとに異なる場合は、それぞれ記入してください。

11. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

製品の用途・使用方法を記入してください。

製品のパンフレット等がある場合は別途添付してください。

12. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

- ・調査条件
(調査データベース、調査種類、調査対象範囲、調査実施者を記入してください)
- ・調査結果
(国際調査報告書があれば添付してください。
調査会社による報告書があれば写しを添付してください。)
- ・調査の結果権利取得が難しいようであれば、その対応策等記入してください。

13. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

国内

「〇〇〇〇（発明の名称）特願〇〇〇〇-〇〇〇〇 出願日〇〇年〇月〇日
特許第〇〇〇〇〇〇号 登録日〇〇年〇月〇日

海外

米国

「〇〇△△△（発明の名称）」 〇〇/〇〇〇〇 出願日〇〇年〇月〇日

14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

〇〇国際特許事務所

神戸市中央区〇〇〇〇×××

078-〇〇〇-〇〇〇〇

担当弁理士 〇〇 ×××

メールアドレス：〇〇〇〇@△△△.jp

（選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

15. 間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに○）

可	○	不可	
不可を選択した場合にはその理由			

※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有	○	無	
---	---	---	--

JETRO で申請予定がある場合に記載

（有の場合のその内容）

補助事業者名 (自治体等)	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
対象となる案件 の出願番号	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇 PCT/JP〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇
出願国	欧州
助成制度の内容	中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 (本案件とは別案件で申請予定)

17. 確認事項（□にチェック）

必ず内容を確認し、すべてチェックしてください

- ☒ 当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなどすべての作業は採択（交付）決定後に行い、事前着手を行わないことを確認した。
- ☒ 実施要領第11条に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- ☒ 実施要領第21条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- ☒ 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなつた場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- ☒ 実施要領第4条（4）及び第21条に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について

て確認した。

- ☒ 実施要領第4条（5）に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。
- ☒ 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

18. 申請者の担当及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	管理部 部長 ○○○○ ×××		
電話番号	078-○○○-○○○○	メールアドレス	○○@×××.or.jp

NIRO からメールで連絡する場合があります。
NIRO と直接やり取りができるご担当者様を記入してください